

道指定濁川鳥獣保護区
濁川特別保護地区

指定計画書（案）

令和 2 年（2020年） 7 月 28 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

濁川鳥獣保護区濁川特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定濁川鳥獣保護区のうち、国有林渡島檜山森林計画区1013林班わ、イ小班、1015林班よ、イ、ロ小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和2年（2020年）10月1日から令和22年（2040年）9月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

濁川特別保護地区は、茅部郡森町に所在するJR北海道函館本線石谷駅の南西約8kmの周囲に広がる国有林野で、狗神岳の標高400m～650mの斜面に位置し、濁川支流や沼を有する。ブナやミズナラなどの広葉樹の天然林で、エゾライチョウやクマガラなど森林性鳥獣の生息環境として特に好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和55年に道指定特別保護地区に指定している。

管理方針

- ・ 林業被害や人身事故の危険を踏まえた捕獲許可の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮し適切に対応する。

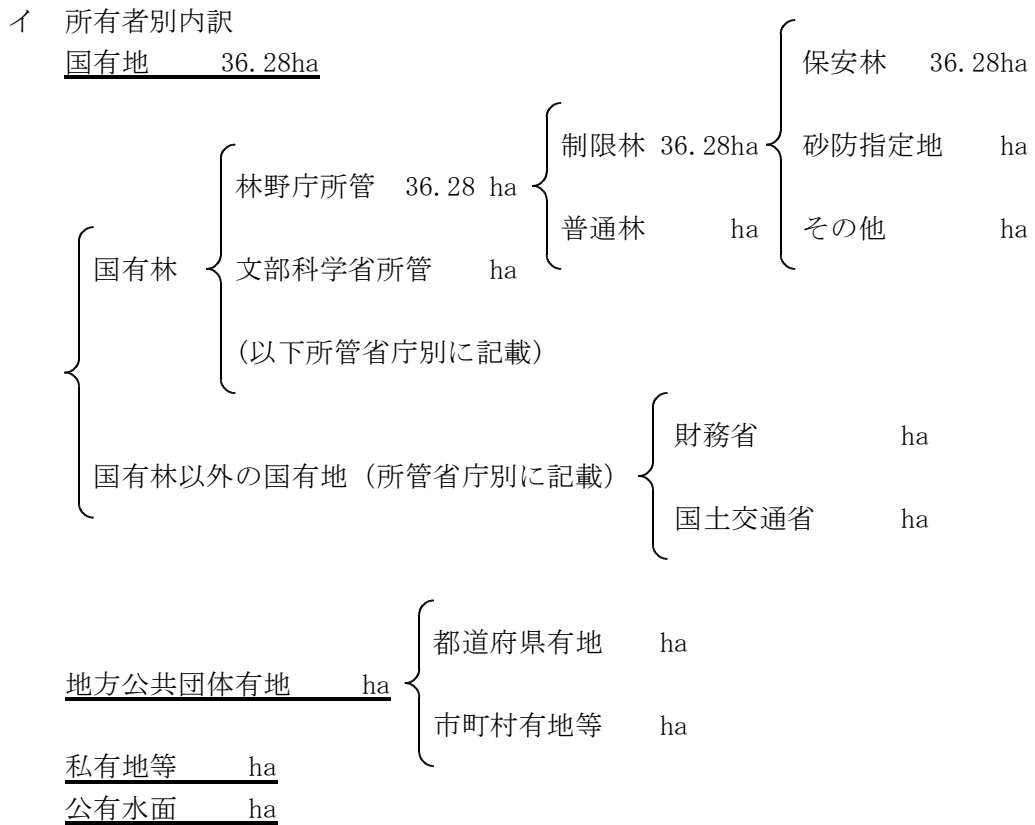
2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 36ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	35.65ha
農耕地	ha
水面	ha
その他	0.63ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法	36.28	土砂流出防備保安林	36.28

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

茅部郡森町に所在するJR北海道函館本線石谷駅の南西約8kmの周囲に広がる国有林野。

イ 地形、地質等

濁川鳥獣保護区の南に位置し、急峻な斜面や沼地を含む。

ウ 植生の概要

ブナやミズナラなどの広葉樹の天然林で森林の環境は良好である。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、エゾライチョウやクマゲラなど森林性鳥獣や崖地を好むエゾムシクイなどが多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	H29年度	H30年度	R01 (H31) 轆	
該当なし				

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 2本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図及び区域図並びに林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）